

第 8 2 号 議 案 品 川 区 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 お よ び 特 定 地 域 型 保 育 事 業 の 運 営 の 基 準 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

1 改 正 理 由

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」等が改正されたことに伴い、区の基準についても改正を行う。

2 改 正 内 容

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 58 号）の施行により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）が改正されたことにより、内閣府令である「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」において文言整理等の改正がされたことに伴い、同一内容の区条例においても同内容の改正を行うもの。

3 改 正 案

別紙「新旧対照表」のとおり

4 施 行 日

公布の日

品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
○品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	○品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
平成26年7月11日条例第25号	平成26年7月11日条例第25号
改正	改正
<p>平成27年12月10日条例第65号 令和元年7月11日条例第10号 令和2年3月30日条例第6号 令和4年3月28日条例第11号 令和5年3月29日条例第19号 <u>令和5年 月 日条例第 号</u></p>	<p>平成27年12月10日条例第65号 令和元年7月11日条例第10号 令和2年3月30日条例第6号 令和4年3月28日条例第11号 令和5年3月29日条例第19号</p>
品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
(特定教育・保育の取扱方針)	(特定教育・保育の取扱方針)
第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。	第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項または第3項の認定を受けた施設および同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号および第4号に掲げる事項</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項または第3項の認定を受けた施設および同条第9項の規定による公示がされたものに限る。）次号および第4号に掲げる事項</p>
(3)～(4) (略)	(3)～(4) (略)
2 (略)	2 (略)
(特別利用教育の基準)	(特別利用教育の基準)
第36条 (略)	第36条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合	3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合

改正後	改正前
<p>には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、<u>第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定子ども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」</u>とあるのは「<u>特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）</u>」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同条第1号または第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、「の同号」とあるのは「<u>の同条第1号</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ(ア)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）</u>」と、同号イ(イ)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）</u>」とする。</p>	<p>には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、<u>第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号または第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「<u>の同条第1号</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ(ア)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）</u>」と、同号イ(イ)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）</u>」とする。</u></p>

付 則（令和5年 月 日条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。